

「習志野市公民館使用等に関する基準」の見直しについて

「習志野市公民館使用等に関する基準」は、習志野市教育機関組織規則（昭和 47 年委員会規則第 1 号）第 48 条の規定に基づき、公民館の使用等に関し、必要な事項を定めています。

令和 6 年 4 月 1 日より、利用者の利便性の向上を図るため、同基準を改正します。

主な改正点は以下のとおりです。

1. 公民館を使用できる団体の人数を緩和します。

現行	改正後
<u>5</u> 名以上（中央公民館は 3 名以上）	<u>3</u> 名以上

2. 当日、公民館諸室に空き室がある場合に限り、先着順で 2 名以下の団体または個人の利用申請ができるようにします（新設）。

3. 中央公民館の諸室を利用する際の申請方法や手続きを明確にします。

- ① 登録団体から提出を求めていた会員名簿は、利用資格を確認後、個人情報保護の観点により速やかに団体に返却します。活動計画書も同様とします。
- ② 年間 1 回又は 2 回の利用で、継続的に施設を利用しない場合の申請方法や手続きを簡略化します。